

令和2年4月28日(火) 14時 作成

**『新型コロナウイルス感染症』
への対応について**

保 健 福 祉 局

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の概要

- 1) 発生経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2) 新型コロナウイルス感染症の特徴・・・・・・・・P 1

2. 現在の国内及び福岡市の感染者の状況

- 1) 国内の感染者の発生状況・・・・・・・・・・・・P 2
- 2) 福岡市における感染者の状況・・・・・・・・P 2

3. これまでの取組み

- 1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止・・・・P 4
- 2) 生活者に対する支援・・・・・・・・・・・・P 6

4. 今後の対応

- 1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止・・・・P 7
- 2) 生活者に対する支援・・・・・・・・・・・・P 8
- 3) 『緊急事態宣言中も最前線で働いている人たち』への支援・・・・P 9

1. 新型コロナウイルス感染症の概要

1) 発生経緯

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎患者が報告され、令和2年1月に、原因が新型コロナウイルスによるものと特定された。

その後、全世界に感染が広がり、欧州や米国では感染者が爆発的に増加、3月11日に世界保健機関（WHO）が「パンデミック（世界的な大流行）」と表明した。

2) 新型コロナウイルス感染症の特徴

発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴であり、潜伏期間は1日から14日（一般的には約5日）とされている。なお、有効な抗ウイルス薬やワクチンなどは、まだ開発されていない。

感染者の多くは軽症で経過し、治癒するケースも多いが、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全など）がある人は重症化するリスクが高く、本市においても死亡事例が発生している。一方で、リスクが低いとされる若い世代でも重症化するケースが発生している。

一般的な状況における感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると言われており、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染防止対策が重要である。

また、「換気の悪い密閉空間」・「多数が集まる密集場所」・「間近で会話や発声をする密接場面」という条件がある場所は、感染を拡大させるリスクが大きく高まるため、3つの「密」にあてはまる場面を可能な限り回避することも、感染予防のため極めて重要となっている。

2. 現在の国内及び福岡市の感染者の状況

1) 国内の感染者の発生状況（4月27日時点）

1月16日に初の感染者が確認され、4月27日時点で約14,200名の感染者が確認されている。最初の感染者発生以降、1カ月間で100人に満たなかった感染者数が4月に入ってからの1週間で約2,000名増加するなど、急激に拡大している。

特に、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染経路が特定されていない感染者数も増加している。

4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項（以下、「特措法」という）の規定に基づき、緊急事態が発生した旨が宣言され、緊急事態措置を実施すべき区域として、福岡県を含む7都府県が指定された。（いわゆる「緊急事態宣言」の発出、4月16日に全都道府県に拡大）

現在のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的な患者の急増）は見られないが、患者数が急増し、すでに地域によっては医療供給体制の逼迫が現実化しており、感染の拡大防止と医療供給体制の強化が喫緊の課題である。

2) 福岡市における感染者の状況（4月27日時点）

2月20日に市内で初めて2名の感染者が確認され、3月17日に3例目の感染者を確認。その後、3月26日からは連日感染者が確認され、4月2日には1日当たりの感染者発生数が二桁になった。4月22日以降は、一桁となっている。

4月27日現在の感染者数は350名であり、3月末の23名から、おおよそ1カ月で約15倍に増加している。6件のクラスター感染も確認されるなど、急速な感染の広がりが見られ、4月3日には、市内で初めてとなる死亡事例（90代女性）が発生した。

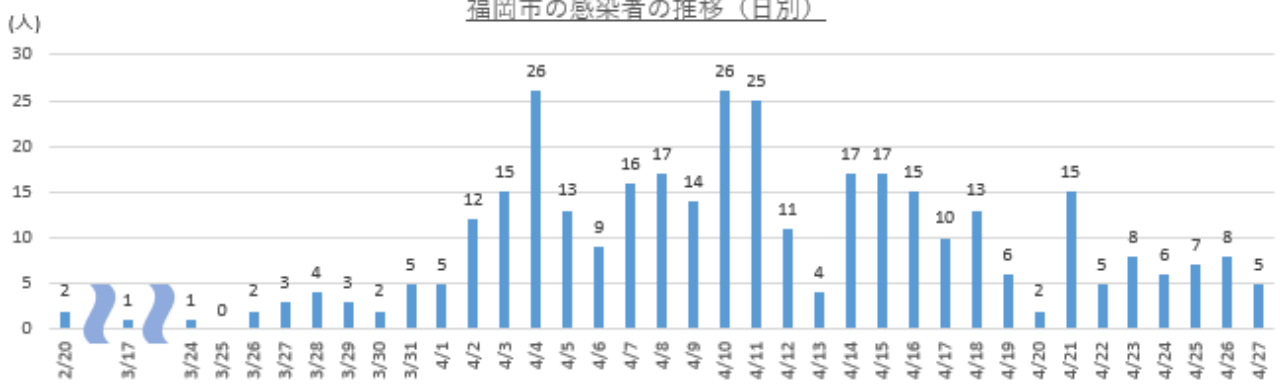
感染者の多くは、20代から50代の働き盛り世代（感染者全体の63%）であり、また、家族や同僚など近しい間柄で感染が広がっている事例が全体の5割を占めている。

（なお、4月27日現在、感染者のうち、119名が退院している。）

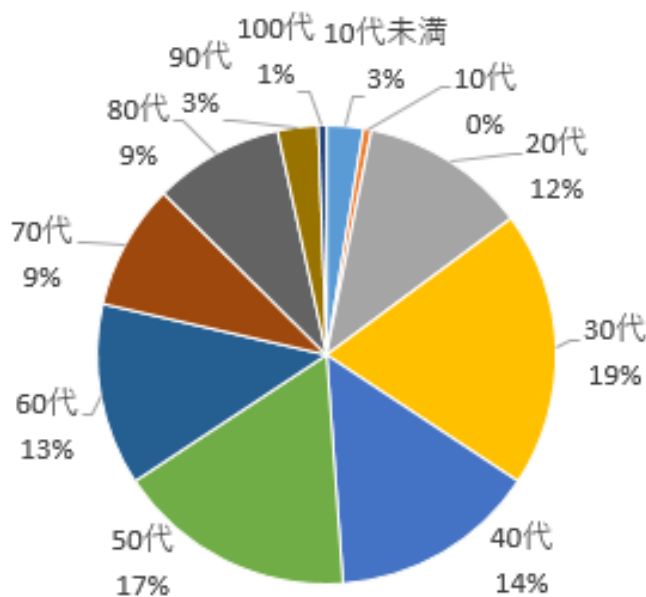
陽性患者数・死亡者数 累計数推移



福岡市の感染者の推移（日別）



患者の年代別（累計）



3. これまでの取組み

福岡市では、1月24日に「感染症危機管理対策本部」を設置し、これまで、市民の感染予防に向けた相談体制や情報発信の充実、感染者が発生した場合の検査・医療体制の充実などに取り組んできた。

また、2月20日に市内初の感染者が確認されて以降は、市主催のイベントの中止や延期、公共施設の休館、市立学校の休業など、感染拡大防止策に取り組んできた。

さらに、4月7日には、国において「緊急事態宣言」が発出され、福岡県も対象地域に指定されたことから、同日、「福岡市新型コロナウイルス感染症緊急事態対策本部」を設置し、福岡県が実施する緊急事態措置に協力した取組みを進めている。

1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止

(1) 相談体制や情報発信の充実

① 相談体制

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）（令和2年4月20日から一本化）、外国人専用ダイヤルを設け、それぞれの体制を強化しながら、市民などの感染症相談に対応している。

<新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）>

・24時間対応で1日500～1,200件程度の相談を受理(延べ46,054件【4/26現在】)

<外国人専用ダイヤル>

・24時間・18言語対応し、延べ447件の相談を受理【4/26現在】

② 情報発信

市民や事業者に対して、専用HPやSNS、市政だより、チラシ等により、新型コロナウイルス感染症の特徴、福岡市での発生状況、相談窓口、感染予防法と注意喚起、市の施設等の対応状況、支援策等の情報を発信し、啓発を行っている。

<主な取組み>

・専用HPの開設（1月14日～）

・LINEの活用

福岡市公式アカウントで情報提供(2月21日～)

個人の健康状態にあわせた情報提供等を行うパーソナルサポートの提供
(3月27日～)

・市政だより掲載（3月15日号、4月1日号、4月15日号、5月1日号）

・チラシの作成・配布

【不要不急の外出自粛、移動等自粛、3密】

【咳エチケット、手作りガーゼマスク】【手洗い・手指消毒】

【発熱等風邪の症状がみられるときは／受診・検査の流れ】

【施設内の消毒について】 等

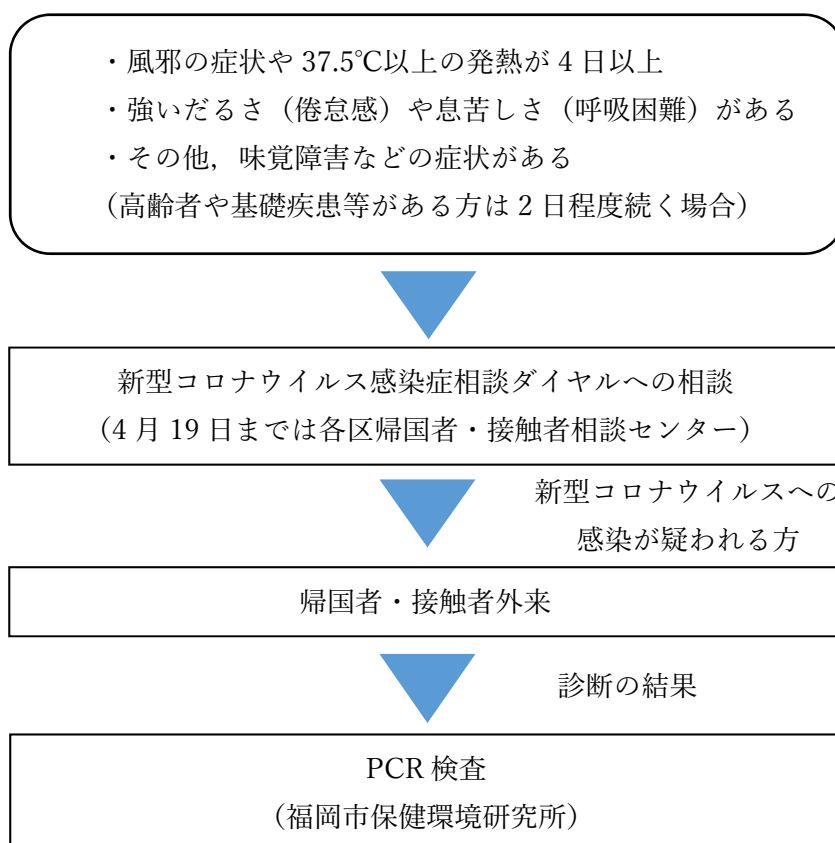
・その他 広報戦略室 SNS（ツイッター、Facebook）、デジタルサイネージ 等

(2) 検査・医療体制

① 検査体制

「新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル」を設置し、市民相談に応じており、感染が疑われる場合は、診療体制が整った帰国者・接触者外来への受診を誘導している。帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに、PCR 検査を実施し、検査の結果、陽性となった場合は、感染症法に基づく入院等の措置を行っている。

【相談・受診・検査の流れ】



また、福岡市が行う PCR 検査については、福岡市保健環境研究所において検査体制を整備しており、検査機器の増設、人員体制の強化、検査手法の見直しなどを行い、検査対象数の増加に対応している。

■PCR検査数推移（2週間毎）

（件）

| | 1/27～2/9 | 2/10～2/23 | 2/24～3/8 | 3/9～3/22 | 3/23～4/5 | 4/6～4/19 | 4/20～4/26 |
|---------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 1日平均検査数 | 0.4 | 2.1 | 5.5 | 6.2 | 52.4 | 164.4 | 88.4 |
| 検査数 | 6 | 29 | 77 | 87 | 734 | 2,301 | 619 |
| 検査数累計 | 6 | 35 | 112 | 199 | 933 | 3,234 | 3,853 |

②医療提供体制の整備

福岡県域における患者への医療提供体制については、福岡県において体制整備が行われており、感染症指定医療機関（県内 12 病院，66 病床。うち福岡市 3 病院，8 病床。）に加え，患者を受け入れる協力医療機関等の確保が図られている。感染拡大に伴い，3 月 31 日に立ち上げられた「福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」において，入院調整が行われている。

しかしながら，県内での患者が急増している現状から，病床の調整は厳しい状況であり，福岡市においても，医療機関と患者の入転院先の調整を行っている。

患者を受け入れている医療機関においても，マスク等が不足する中，院内での感染防御体制を整え，医療を提供しており，その負担は大変大きい。

また，患者の病状の経過とともに，無症状の患者が増えており，そうした患者の病床を，重症者へ回していくため，福岡県においては，4 月 13 日より，北九州市内のホテルで軽症者等の宿泊療養を開始し，福岡市において市内患者の移送を行っている。また，4 月 20 日より，福岡市内のホテルでも宿泊療養の受入を開始している。

こうした病床の確保に加え，マスク等の院内感染予防に必要な物品等の確保を図り，適切な医療体制の提供に努めている。

2) 生活者に対する支援

(1) 生活困窮対策

離職や収入減少等により生活が立ち行かなくなるような方からの相談増加に対応するため，4 月 1 日から福岡市生活自立支援センターの相談支援員を増員している。

また，緊急に生活資金が必要な方を福岡県社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付」に繋ぐなど，適切な情報提供体制を確保している。

(2) 市民向け税・公共料金等

離職や収入減少等により市税，水道料金，下水道使用料，国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，市営住宅使用料などが納付困難な場合に，納付相談や支払期限の延長（徴収の猶予や履行延期の処分・特約）等を実施している。

4. 今後の対応

福岡市内の患者の発生状況の変化を的確に把握・分析しつつ、国の緊急事態宣言に基づく、福岡県の緊急事態措置に協力し、より実効性を高めるため、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を踏まえ、

- 1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止
- 2) 中小企業をはじめとした事業継続のための支援
- 3) 生活者に対する支援
- 4) 市立学校の臨時休業中の子どもたちへの支援
- 5) 『緊急事態宣言中も最前線で働いている人たち』への支援

などに取り組んでいく。

1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止

【国】

① マスク等の供給

国内でマスク・消毒液等を製造する企業を支援し、例年の需要を上回る供給量を確保するとともに、マスク等を介護施設などに配布

② 検査体制の強化

PCR検査の検査機器の導入支援、新たな検査法の確立等に向けた研究基盤の強化、感染地域へのクラスターの専門家の派遣による感染の早期発見・重症化予防

③ 治療方法の確立

感染拡大を抜本的に解決するための有効な治療薬やワクチンの開発・普及 等

【福岡県】

① 医療提供体制の確保

患者数の大幅な増加に備え、重症者対策を中心とした入院医療提供体制の確保

② 病床の確保、患者受け入れ調整

病床の確保および県内の患者受け入れを調整する機能を有する福岡県調整本部の設置

③ 宿泊療養施設の確保

重症者の適切な医療提供体制を維持するため、軽症者・無症状者の療養について、民間ホテルを借り上げ

④ 患者受入医療機関に対する支援

新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関を支援

⑤ 専用外来の設置への支援

診療体制の強化のため、県医師会が行う「新型コロナウイルス専用外来」の設置・運営を支援

⑥ 医療機関へのマスク等の配布

患者の受け入れが増加し、マスク等が不足する医療機関に優先配布

【福岡市】

① 病床の確保・入院調整

福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部との連携のもと、軽症者等の自宅療養・宿泊療養による重症者等の病床の確保、入院調整

② 地域外来・検査センターの設置

地域外来・検査センターを設置し、診療検査体制を強化

③ PCR 検査の民間検査機関導入

民間検査機関による PCR 検査（保険診療）の導入調整

④ オンライン診療の普及促進等

初診から可能となったオンライン診療の普及による受診時の感染拡大防止（市民への周知）

⑤ 市主催イベント・公共施設の対応

市主催イベントの中止・延期や公共施設の臨時休館の柔軟な対応

⑥ 市民や企業に対する自粛要請

市民や企業に対する外出、出張、イベント開催などの自粛要請

2) 生活者に対する支援

【国】

① 住居確保給付金の支給対象

住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充

【福岡市】

① 福岡市生活自立支援センターの充実

住居確保給付金の支給対象拡大に伴う相談及び申請の増加に対応するための体制（福岡市生活自立支援センター）の充実

② 保険料等の減免額等の拡充

国の示す基準に合わせた国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免額等の拡充

3) 『緊急事態宣言中も最前線で働いている人たち』への支援

① 福岡市民の感染患者を受け入れる病院への特別給付金の交付

新型コロナウイルスに感染した福岡市民の入院を受け入れる医療機関に対し、受入患者1名につき30万円を上限に交付する。

(5月中開始)

② 医療関係者への特別給付金の交付

市内の病院、診療所等において最前線で働く医療関係者に対し、施設規模等に応じて1医療機関あたり600万円を上限に交付する。

(5月中開始)

③ 介護職員への特別給付金の交付

市内の高齢者・障がい者施設等において最前線で働く職員に対し、施設規模等に対し、施設規模等に応じて、1施設あたり150万円を上限に交付する。

(5月中開始)